

教科用図書八重山採択地区協議会の状況について

沖縄県教育庁義務教育課

1 経緯

(1) 八重山地区採択協議会の状況

八重山地区採択協議会において混乱が生じている。

- 要因：規約の改正や手続き等に課題があり、住民等に疑惑が生じている。
- ①規約に定めた役員会を省いて、調査員が選定された。
 - ②協議会委員の中から学校関係者が省かれた。
 - ③規約が、採択作業の途中で変更された。

8/3 要請

8/10

指導
助言

(2) 八重山地区採択協議会への調査と要請

(八重山教育事務所を通して)

1 聞き取り(3教育長)

2 要請

「採択地区協議会の適正かつ公正な運営について」

- ・組織：学校関係者の追加
- ・議事録：説明責任
- ・規約に基づいた協議の実施

(3) 指導助言

- ①地域住民の理解を得る。
- ②規約の手続きを遵守し、地域住民に疑惑を抱かせない
- ③採択に関しては、可能な限り話し合いで決するよう努力する。
- ④保護者や地域住民に対し、採択結果や理由に関する情報を積極的に公表する。

2 県の対応方針

各採択地区において、適正かつ公正な採択が行われるよう、指導、助言、援助を行う。

○各地区の採択協議会が行う採択について、県教育委員会が介入することはない。

○不適切な手順や事務手続き等については、指導助言を行う。

- 八重山地区採択協議会を構成する3市町の教育委員会教育長の協議会審議事項に対する認識が異なるなどの混乱を収拾するため、協議会会長の了解のもと八重山教育事務所をとおして調整を図った。（事実確認、事実の整理、要請）
- 県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に則り、「静ひつ」な採択環境を確保し、適正な採択が行われるよう教科用図書選定審議会の意見を基に指導助言を行った。（規約の遵守、静ひつな環境、公正・適正な採択）

3 今後の対応

- ・これまでと同様に、義務教育教科書無償給与制度に従い、公正・適正な教科書採択が行われるよう見守り、必要に応じて指導、助言、援助を行う。